

令和8年度特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業（受診勧奨業務） 企画提案公募要領

1 目的

福島県における市町村国民健康保険の特定健康診査（以下「特定健診」という。）受診率は、県全体として国の目標値に達していない。

特定健診は、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を図るための重要な取組であり、受診率の向上は、健康寿命の延伸や医療費の適正化につながることを期待される。

県では、特定健診の重要性について住民の理解を深め、受診意欲の醸成を図るため、市町村が活用できる統一的な周知啓発コンテンツを制作・提供し、テレビ CM や WEB 広告等と連動した広報を実施している。

本事業は、当該コンテンツを活用し、市町村が実施する特定健診受診勧奨を効果的に支援するとともに、対象者の属性や受診履歴等を踏まえた効果的・効率的な受診勧奨及び受診率向上に資する取組を実施することにより、県全体の特定健診受診率の向上を図ることを目的とする。

本事業では、行動科学や行動経済学等の知見を活用するとともに、健康面に加え、経済的側面等も踏まえた、多面的かつ創意工夫のある提案を求めるものとする。

2 業務内容

「令和8年度特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業（受診勧奨業務）仕様書」のとおり

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 予算上限額

33,770,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 応募資格

次の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができ、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- (2) 過去5年以内に地方公共団体等から本業務と同種又は類似する業務を受託した実績を有すること。
- (3) 定款、規約等を持ち、株主総会や理事会等で団体の意思決定ができ、財産管理の方法が明確であること。
- (4) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体等でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく

再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。

(8) 共同体(当該業務を共同連帯して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。)である場合、次のア～オに掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 構成員が上記(1)～(5)に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

イ 共同体協定書等により共同体の協定書を締結している者であること。

ウ 構成員の分担業務が、業務の内容により共同体協定書において明らかな者であること。

エ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することのないことが、共同体協定書において明らかな者であること。

オ 構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかな者であること。

6 スケジュール

- | | |
|---------------|--------------|
| ・公募開始 | 令和8年7月 3日(金) |
| ・質問受付、参加申込期限 | 令和8年7月14日(火) |
| ・企画提案書提出期限 | 令和8年7月28日(火) |
| ・プレゼンテーションの実施 | 令和8年7月31日(金) |
| ・審査結果の通知 | 令和8年8月 3日(月) |
| ・契約締結 | 令和8年8月中旬 |

7 手続き等

(1) 参加申込の受付

ア 提出書類

- ・参加申込書(様式1)
- ・定款、規約等の写し

イ 提出期限

令和8年7月14日(火) 17時必着

ウ 提出先

福島県保健福祉部 国民健康保険課

住所 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16(福島県庁西庁舎7階)

電話 024-521-7204

エ 提出方法

持参(平日の9～17時まで)又は郵送(書留郵便)による。

オ その他

(7) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式2)を提出すること。

(イ) 参加資格者審査結果については、参加申込書受理後に随時通知する。

(2) 質問の受付

ア 提出期限

令和8年7月14日（火）17時必着

イ 提出方法

質問書（様式3）により、電子メールにて送付すること。また、メールの件名には「【質問】福島県 令和8年度特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業（受診勧奨業務）公募」と記載すること。

電子メール kokuminkenkouhoken@pref.fukushima.lg.jp

ウ その他

(ア) 受付期間経過後の質問、指定した方法以外での質問は受け付けない。

(イ) 質問に対する回答は、参加申込者全てに対し電子メールで回答する。

(3) 企画提案書の受付

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（任意様式）

<企画提案書に記載すべき事項>

- ・8の審査に関する事項（3）に記載された評価項目に対応するように、企画提案書を作成すること。
- ・企画提案書の構成（項目立て等）は問わないが、評価項目と対応がとれるように作成すること。

(イ) 法人の概要がわかるパンフレット等

イ 提出期限

令和8年7月28日（火）17時必着

ウ 提出部数

5部

エ 提出先及び提出方法

7（1）ウ及びエと同じ

8 審査に関する事項

(1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、県が設置する審査委員会において審査を行う。

審査委員の合計得点が満点の6割以上に達し、最も高い者を業務受託予定者（単独随意契約の予定者）に選定します。なお、最高得点の者が複数いる場合は、審査委員会が協議の上、委託候補者を決定します。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時及び場所

令和8年7月31日（金）

※ 時間等の詳細は、参加申込者に別途通知する。

※ Zoomを利用したオンライン方式により実施予定。

イ その他

- ・提案者が多数となった場合は、書類審査による第1次選考を実施する場合がある。
- ・時間は1者30分（プレゼンテーション15分以内。質疑、その他）の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。
- ・出席人数は1者3名以内とする。

(3) 審査基準

各者によるプレゼンテーションを受け、以下の審査基準により採点を行い、最も優れた1者を選定する。（125点満点）

ア 実施体制

- ・類似業務に関する実績をどの程度有しているか。（10点）
- ・業務実施に必要な職員が確保され、円滑な業務実施体制が確立されているか。（10点）

イ 提案内容

- ・事業の目的・趣旨を正しく反映した提案内容になっているか。（20点）
- ・対象者分析に基づく効果的な受診勧奨となっているか（20点）
- ・行動科学、行動経済学等の知見が適切に活用されているか（15点）
- ・業務を補完するための有効な追加提案があるか。（10点）
- ・個人情報保護の取組等、業務の適切な管理運営が行えるか。（10点）

ウ 事業費積算

- ・積算内容及び積算額は仕様書に基づき適切な内容となっているか。（10点）
- ・提案する事業効果に対し、積算内容及び積算額が妥当であり、費用対効果に優れた提案となっているか。（20点）

(4) 審査結果

審査結果については、参加申込者全てに通知する。

なお、審査の内容は公表しないこととする。

9 委託契約

県は8の審査により選定された事業者と委託契約を締結する。仕様書の内容は、企画提案された内容を基本とし、最終的には選定事業者と協議して決定する。

なお、契約事業者は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第228条の規定により契約保証金を納めなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

10 その他

(1) 費用負担

提案に係る費用は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案書の取扱い

- ・提出された書類は返却しないものとする。
- ・著作権その他の権利の取扱いについては契約書による。
- ・提案された企画提案に関して、著作権の使用に係る一切の対価を支払わないもの

とする。

- ・ 参考見積額が予算上限額を超えた場合は無効とする。

(3) 次の場合は失格とする。

ア 応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合

イ 応募書類や企画提案の内容に虚偽のあることが判明した場合

ウ プレゼンテーションに参加しない場合